



証券コード 7670

第78回 定時株主総会 招集ご通知

【株主の皆様へのお願い】

株主の皆様の新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせいただき、郵送による議決権行使を強くご推奨申し上げます。郵送による議決権行使の方法につきましては、招集ご通知1ページ目をご参照ください。

日時：2020年6月23日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所：大阪市北区梅田3丁目1番1号

ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間

株主総会の来場記念品（お土産）の用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第78回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	
第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
添付書類	22
事業報告	
連結計算書類	
計算書類	
監査報告書	

オーウェル株式会社

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島五丁目13番9号

オーエル株式会社

代表取締役社長 飛 戸 克 治

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり、開催致しますので、ご通知申し上げます。
当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	大阪市北区梅田3丁目1番1号 ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間
3 目 的 事 項	報告事項 1. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.owell.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.owell.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- ◎新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ◎会場入り口付近など複数箇所にアルコール消毒液を設置いたします。会場への入場の際には手指の消毒にご協力ください。
- ◎体調が悪化し、またご気分が優れなくなった等の場合は、運営スタッフまでお申し出ください。
- ◎今後の流行状況により、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.owell.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、持続的な成長と企業価値向上のため、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを配当政策の基本方針としております。また、2020年3月期より、株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、中間配当と期末配当の年2回実施する方針に変更し、中間配当を実施いたしました。

一方で、期末業績は、第4四半期において新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、通期業績予想を下回りました。2021年3月期は、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、当社グループを取り巻く事業環境は、不確実性を増加させることが想定されます。

このような状況に鑑み、本来であれば、株主の皆様には利益還元すべきところではありますが、現時点においては、不測の事態が生じた場合の経営と雇用の安定化に備えるため、期末配当を12円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の割当に関する事項及びその総額

配当財産の種類を金銭とし、当社普通株式1株につき、12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、124,116,180円となります。

2 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部が変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新 設) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。 (新 設) (役付取締役および代表取締役の選定) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 2 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。 (取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (役付取締役および代表取締役の選定) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第28条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任)
	第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第30条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
(監査役の員数)	(削 除)
第31条 当社の監査役は、4名以内とする。	
(監査役の選任)	(削 除)
第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(監査役の任期)	(削 除)
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	(削 除)
(常勤の監査役)	(削 除)
第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知)	(削 除)
第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>	
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議の方法)	(削 除)
第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
(監査役会の議事録)	(削 除)
第37条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	
(監査役会規則)	(削 除)
第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u>	
(監査役の報酬等)	(削 除)
第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
(監査役との責任限定契約)	(削 除)
第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>	
<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員)
	第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査等委員会の招集通知)
	第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会規則)
	第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第42条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)	第35条～第36条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人との責任限定契約)	第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 (会計監査人との責任限定契約)
第44条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第45条～第48条 (条文省略)	第39条～第42条 (現行どおり)
付 則	付 則
1.～18. (条文省略) (新 設) (新 設)	1.～18. (現行どおり) 19. この定款は、令和2年6月23日に変更する。 20. (監査役との責任限定契約に関する経過措置)
	当会社は、第78回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項所定の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席率
1	再任	とび 飛 戸 克 治	代表取締役社長	100% (14回／14回)
2	再任	とり 西 川 周 平	代表取締役常務 業務部門管掌 品質保証部担当	100% (14回／14回)
3	再任	はら 原 かず 一 裕	常務取締役 営業部門管掌	100% (14回／14回)
4	新任	かわ 川 と 戸 やす 康 はる 晴	執行役員 経営企画室・グローバル戦略 プロジェクト担当	—
5	再任	たけ 武 だ 田 さだ 定 お 男	社外 独立役員 取締役	100% (14回／14回)
6	再任	えのき 榎 ひろし 宏	社外 独立役員 取締役	100% (14回／14回)

1 とび と かつ じ 飛 戸 克 治

(1957年11月26日生)

再任

保 有 す る
当社の株式数 74,000株



<略歴、地位および担当>

1980年 4 月 当社入社
2005年 6 月 当社取締役
2008年 4 月 当社常務取締役
2011年 6 月 当社専務取締役
2013年 6 月 当社代表取締役社長に就任、現在に至る

<取締役候補者とした理由>

飛戸克治氏は、当社入社以来、自動車産業を中心とした塗料関連事業、経営企画、人事に従事し、多様な分野に豊富な経験と知見を有しております。2013年に代表取締役社長に就任後は、中期経営計画「意匠や機能で、人々の未来を豊かにする」というビジョンの実現に向け、強いリーダーシップを発揮するとともに、経営改革に尽力しております。以上のことから、同氏の当社における経験や実績を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値の向上を図るうえで最適な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

2 とり かわ しゅう へい 西 川 周 平

(1959年8月29日生)

再任

保 有 す る
当社の株式数 38,000株



<略歴、地位および担当>

1983年 4 月 当社入社
2011年 6 月 当社取締役
2015年 4 月 当社常務取締役
2017年 4 月 当社常務取締役 業務部門管掌 品質保証部担当
2018年 9 月 当社代表取締役常務 業務部門管掌 品質保証部担当に就任、現在に至る

<取締役候補者とした理由>

西川周平氏は、当社入社以来、主に総務、人事、経理、経営企画に従事し、管理業務全般に豊富な経験と知見を有しております。2011年に取締役に就任後は、営業部門管掌も経験し、近年は管理部門において人材育成やコーポレート・ガバナンスの強化に尽力しております。以上のことから中期経営計画の達成に向けて、主にコーポレート・ガバナンスの強化や人材育成、働き方改革を推進するうえで、同氏の当社における経験や実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。

3 はら 原 一 裕

(1961年5月8日生)

再任

保有する
当社の株式数 39,000株

<略歴、地位および担当>

1984年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社取締役
2018年 9 月 当社常務取締役 営業部門管掌に就任、現在に至る

<取締役候補者とした理由>

原一裕氏は、当社入社以来、主に自動車産業を中心とした塗料関連事業に従事し、塗料業界や塗料販売について豊富な経験と知見を有しております。2013年に取締役に就任後は、塗料関連事業の拡大に尽力しております。以上のことから中期経営計画の達成に向けて、主要事業である塗料関連事業のさらなる拡大を推進するうえで、同氏の当社における経験や実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としていたしました。

4 かわ と やす はる
川 戸 康 晴

(1971年1月14日生)

新任

保有する
当社の株式数 1,000株

<略歴、地位および担当>

1994年 4 月 当社入社
2016年 4 月 当社 I プロジェクトマネージャー
2018年 9 月 当社執行役員 総務人事部・経理部担当
2020年 4 月 当社執行役員 経営企画室・グローバル戦略プロジェクト担当に就任、現在に至る

<取締役候補者とした理由>

川戸康晴氏は、当社入社以来、塗料関連事業、電気・電子部品事業の両セグメントの営業分野に従事しており、当社の株式上場にあたっては、プロジェクトマネージャーとして準備段階から中心となって取組んだ人物であります。また、2018年9月より執行役員として管理部門を担当し、営業部門から業務部門まで多岐にわたる経験と知見を有しております。以上のことから中期経営計画の達成に向けて、主に当社グループにおける経営管理を強化し、成長戦略を担ううえで、最適な人材であると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

5 武田 定男

(1953年3月7日生)

再任

社外

独立役員

保有する
当社の株式数

0株



<略歴、地位および担当>

- 1977年 4 月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
- 2004年12月 株式会社 I P O & I R パートナース
（現 株式会社 I P O & A S S E T パートナース）設立と同時に代表取締役（現任）
- 2008年 7 月 株式会社ピンポイント設立と同時に代表取締役
- 2009年 4 月 株式会社健康保険支払基金設立と同時に代表取締役
- 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）
- 2018年 3 月 株式会社 A D V A S A 社外取締役
- 2019年 2 月 合同会社 N Y T インベストメント代表社員（現任）
- 2019年 4 月 株式会社 A D V A S A 取締役
- 2020年 1 月 株式会社 A D V A S A 代表取締役に就任、現在に至る

<重要な兼職の状況>

- 株式会社 I P O & A S S E T パートナース代表取締役
- 合同会社 N Y T インベストメント代表社員
- 株式会社 A D V A S A 代表取締役

<社外取締役候補者とした理由>

武田定男氏は、長年にわたり株式会社 I P O & A S S E T パートナースの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者としたしました。

えのき 6 榎	ひろし 宏	再任	社外	独立役員	保有する 当社の株式数	0株
(1956年6月27日生)						



<略歴、地位および担当>

1984年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社
 1990年 3月 公認会計士登録
 1999年12月 株式会社トーマツ環境品質研究所（大阪）代表取締役
 2006年 4月 トーマツコンサルティング株式会社（大阪）代表取締役
 2006年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員
 2018年 6月 田辺三菱製薬株式会社社外監査役（現任）
 当社社外取締役役に就任、現在に至る

<重要な兼職の状況>

田辺三菱製薬株式会社社外監査役

<社外取締役候補者とした理由>

榎宏氏は、長年にわたり株式会社トーマツ環境品質研究所、トーマツコンサルティング株式会社の代表取締役を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただき、かつ、公認会計士としての経験・見識も豊富であり、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
 3. 候補者川戸康晴氏は、新任の取締役候補者であります。
 4. 武田定男、榎宏の両氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 武田定男氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 6. 榎宏氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 7. 当社は武田定男、榎宏の両氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。
 両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	当社における地位	取締役会 出 席 率
1	新 任	やま ぐち しゅう じ 山 口 周 司	監査役（常勤）	100% (14回／14回)
2	新 任	つば だ さと し 坪 田 聡 司	社 外 独立役員	監査役 100% (14回／14回)
3	新 任	わた なべ とおる 徹 渡 辺 徹	社 外 独立役員	監査役 100% (14回／14回)

1 山口周司

(1957年7月12日生)

新任

保有する
当社の株式数 15,000株



<略歴、地位および担当>

1980年4月 当社入社
2009年4月 当社理事オプティカル部長
2010年4月 当社理事経営企画室長
2011年6月 当社常勤監査役に就任、現在に至る

<監査等委員である取締役候補者とした理由>

山口周司氏は、当社入社以来、主に営業分野、経営企画に従事し、当社の事業や経営管理分野に幅広い経験と知見を有しております。2011年に常勤監査役に就任後は、経営全般に対する監督に尽力しております。以上のことから主にコーポレート・ガバナンス体制を監督するうえで、同氏の当社における経験や実績を踏まえ、監査等委員である取締役候補者とするものであります。

2 坪田聡司

(1961年8月12日生)

新任

社外

独立役員

保有する
当社の株式数 23,000株



<略歴、地位および担当>

1984年10月 青山監査法人／プライスウォーターハウス入社
1988年8月 公認会計士登録
1999年4月 税理士登録
2001年7月 開成公認会計士共同事務所参加（現任）
2005年6月 当社社外監査役就任（現任）
2015年6月 株式会社エクセディ社外監査役に就任、現在に至る

<重要な兼職の状況>

株式会社エクセディ社外監査役

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由>

坪田聡司氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業の会計監査に従事され、公認会計士、税理士として財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。今般、監査等委員としての立場から新たに当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。



<略歴、地位および担当>

1993年 4 月 弁護士登録
1993年 4 月 北浜法律事務所（現 弁護士法人北浜法律事務所）勤務
1998年 1 月 北浜法律事務所（現 弁護士法人北浜法律事務所）パートナー
2007年 6 月 当社社外監査役就任（現任）
2009年12月 S H O－B I 株式会社（現 粧美堂株式会社）社外取締役
2013年 6 月 青山商事株式会社社外監査役
2015年12月 S H O－B I 株式会社（現 粧美堂株式会社）社外取締役監査等委員（現任）
2019年 6 月 青山商事株式会社社外取締役（現任）
2020年 1 月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員に就任、現在に至る

<重要な兼職の状況>

弁護士法人北浜法律事務所代表社員
粧美堂株式会社社外取締役監査等委員
青山商事株式会社社外取締役

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由>

渡辺徹氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、総合法律相談センター運営委員会副委員長をはじめとする多くの法律分野に関する公職を歴任され、法律家としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 山口周司、坪田聡司および渡辺徹の各氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
4. 坪田聡司および渡辺徹の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 坪田聡司氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
6. 渡辺徹氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
7. 山口周司、坪田聡司および渡辺徹の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。
各氏の選任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第65回定時株主総会において年額3億円以内とご承認いただき今日にいたっておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを継続し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額3億円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内）と定めることとさせていただきます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第65回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改定の一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より50年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力を生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

添付書類

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、9月に発生した台風15号の被害により一部地域で企業活動が停滞したこと、また、貿易摩擦の激化などによる世界経済の減速を背景とした輸出減少や設備投資意欲の減退、世界的な自動車販売の低迷などから製造業を中心に弱含み傾向が続きました。海外経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱への懸念から製造業が不調で、弱含み傾向が続きました。また、2019年末に中国の武漢で確認された新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内および海外の経済活動は大きく制約されました。

当社グループが主に関連する塗料業界におきましては、日本塗料工業会の集計によりますと、出荷数量では前期比4.1%減の170万トン、出荷金額では前期比3.1%減の6,776億円となりました。

このような状況のなか、当社グループは、取引先の課題を明らかにし、その課題を解決するために考動するべく、塗膜品質向上のための塗膜形成に関する課題解決力の向上、新商品開発及び品質保証力の強化、グローバル化への対応を継続しながら、事業基盤の強化、拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は前期比0.3%減の645億8百万円、営業利益は前期比41.3%減の7億3千6百万円、経常利益は前期比35.4%減の9億1千6百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比45.5%減の5億2千1百万円となりました。

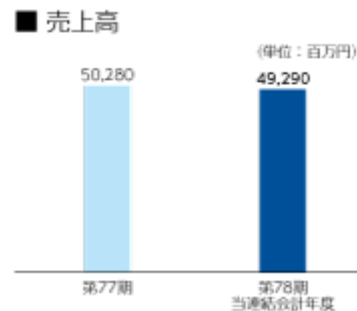
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
645億8百万円 (前期比 0.3%減)	7億3千6百万円 (前期比 41.3%減)	9億1千6百万円 (前期比 35.4%減)	5億2千1百万円 (前期比 45.5%減)

なお、セグメント別売上高の内訳は、次のとおりであります。

塗料関連事業

塗料関連事業では、主たるお客様である自動車メーカーの生産減や9月に発生した台風15号の被害によるお客様のライン停止影響に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により期末需要が減少したことから売上高は減少しました。

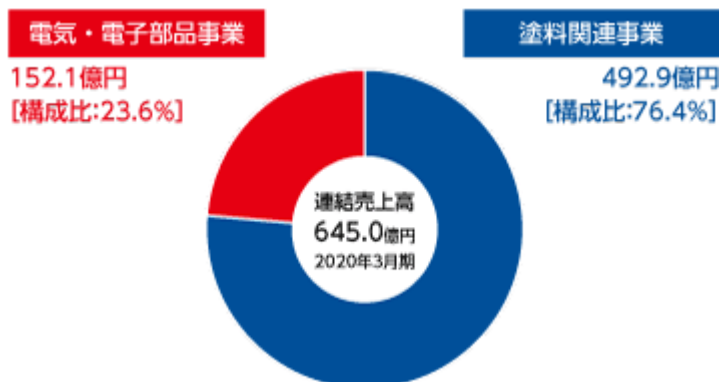
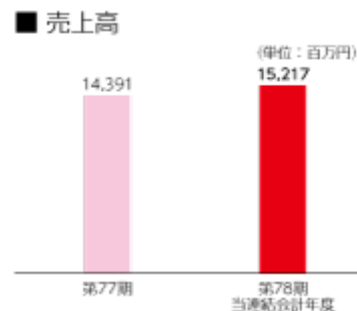
その結果、塗料関連事業の業績は、売上高は前期比2.0%減の492億9千万円、セグメント利益は前期比9.0%減の22億1千万円となりました。



電気・電子部品事業

電気・電子部品事業では、主要商品であるホールICについては、中国市場向けの需要減があり、また当社子会社であるユニ電子(株)において、車載モジュールを販売している得意先の主たるエンドユーザーである自動車メーカーの生産調整による出荷減がありましたが、カーナビゲーションソフトウェアの販売は好調に推移しました。

その結果、電気・電子部品事業の業績は、売上高は前期比5.7%増の152億1千7百万円、セグメント利益は前期比60.5%減の1億9千1百万円となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は355百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
野田事業所 事務所棟新設
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、国内外における経済活動が大きく制約され、景気が大きく減退することが予測されます。当社グループは、主たるお客様である自動車業界の生産及び販売の動向の影響を受けますが、現在多くの工場が稼働停止や生産調整の中にあり、今後の自動車メーカー各社の生産回復見通しにつきましては、不透明な状況となっております。また、建設機械等、その他の産業におきましても、景気減速の影響を受けて低調となることを予想しております。

当社グループはこのような状況の中においても、2018年度に策定した中期経営計画におけるビジョン「意匠や機能で、人々の未来を豊かにする - We are O-Well! -」のもと、引き続き当社グループのコア事業である塗料関連事業と電気・電子部品事業のシナジーを高め、お客様の課題解決に的を絞り、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後の世界にも通用する価値を提供して、新たな需要を創造していくとともに、やりがいと誇りを持てる企業を目指してまいります。

塗料関連事業は、現場の課題の抽出・提案に積極的に取り組むとともに、今後のIoTの急速な進展や、生産性の向上が課題となる現場環境に対して、当社グループの電気・電子部品事業を活用して、塗装の高度化、省人化への取り組みとして、開発を進めてまいりました塗装現場管理システムについて、一部特許を取得しモニター販売を開始いたしました。今後は検証を進め、導入拡大に向け開発・推進を加速させてまいります。

電気・電子部品事業は、従来の自動車向けセンサーであるホールICの販売に加えて、当社独自のモジュール製品を開発し、国内外のお客様に提供してまいります。

また、海外事業の展開につきましては、今後のグローバル経済の行方を読みながら、現在展開している海外拠点の配置や連携を踏まえて、新しいビジネスの創造を企画・検討してまいります。

これらの事業を展開する上におきましては、「強い現場の創造」と「お客様の手を煩わせない品質活動」を事業展開方策に掲げ、グローバルでマーケティングを行う体制を整備し、お客様の課題を解決するとともに、お客様に提供する商品やサービスの品質保証活動を当社グループを挙げて推進し、お客様の満足と信頼の向上に努めてまいります。また、コーポレート・ガバナンス体制については、2020年6月23日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、監査等委員会設置会社へ移行することにより、経営の透明性向上や意思決定の迅速化を進めてまいります。また、業務の効率化を図り、生産性を向上させ収益体質を強化することで企業価値を高めるとともに、健康経営やダイバーシティにも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況推移

区 分	第75期 2017年3月期	第76期 2018年3月期	第77期 2019年3月期	第78期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高 (百万円)	63,457	63,750	64,671	64,508
営業利益 (百万円)	1,152	1,200	1,254	736
経常利益 (百万円)	1,265	1,337	1,418	916
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	770	823	957	521
1株当たり当期純利益 (円)	89.36	95.45	104.81	50.41
総資産 (百万円)	41,253	45,235	44,621	41,629
純資産 (百万円)	14,965	16,373	17,484	17,337

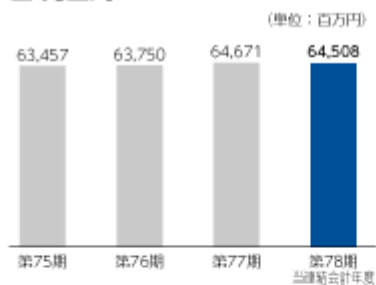
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 第77期より連結計算書類を作成しております。第75期及び第76期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値をご参考情報として記載しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第77期の期首から適用したため、第76期につきましては遡及適用後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況推移

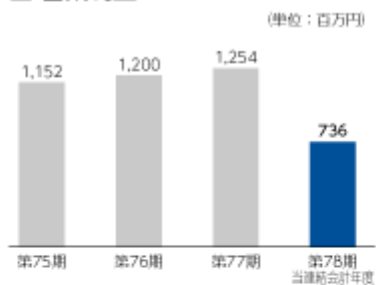
区 分	第75期 2017年3月期	第76期 2018年3月期	第77期 2019年3月期	第78期 (当事業年度) 2020年3月期
売上高 (百万円)	55,512	56,299	56,102	54,554
営業利益 (百万円)	723	676	691	371
経常利益 (百万円)	1,005	1,072	1,055	741
当期純利益 (百万円)	628	722	762	478
1株当たり当期純利益 (円)	72.91	83.81	83.50	46.27
総資産 (百万円)	37,189	42,405	41,388	38,407
純資産 (百万円)	13,346	14,481	15,458	15,383

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第77期の期首から適用したため、第76期につきましては遡及適用後の数値を記載しております。

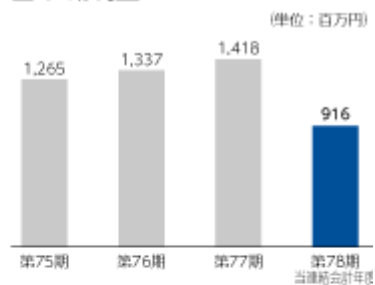
■ 売上高



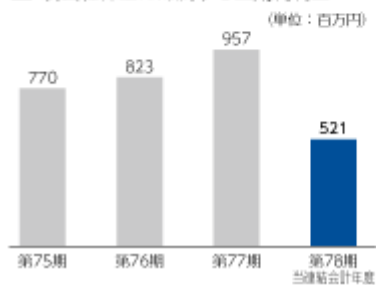
■ 営業利益



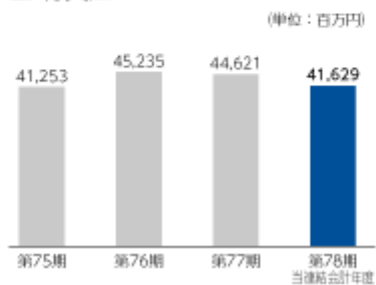
■ 経常利益



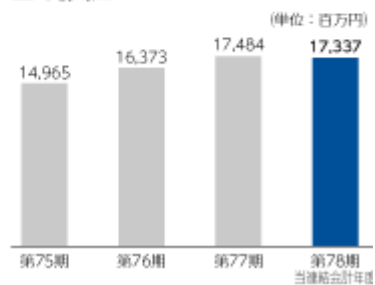
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 総資産



■ 純資産



(注) 第77期より連結計算書類を作成しております。第75期及び第76期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値をご参考情報として記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
サ ン マ ル コ 株 式 会 社	百万円 65	100.0 %	外装・内装の塗装工事及び防水工事、住宅 リフォーム工事、窓用フィルム・内装材の 販売及び施工
オーウエルスーパービルド株式会社	20	100.0	土木・建築工事の設計、監理及びとび・土 工・コンクリート工事、塗装工事等の請負
オー・エー・シー株式会社	20	100.0	スレート類・建設重機・産業用ロボット・ 一般金属類の塗装
株式会社オーウエルカラーセンター	20	100.0	塗料調色・塗板見本製作
オーウエル 奥 唯 (大連)貿易有限公司	千米ドル 910	100.0	塗料、化学工業製品、塗装機器・設備、計 測機器、電気・電子部品の卸売及び輸出入
PT. O WELL INDONESIA	千米ドル 750	100.0 [1.0]	塗料、化学工業製品、塗装機器・設備、計 測機器、電気・電子部品の卸売及び輸出入
オーウエル 奥 唯 (上海)貿易有限公司	万人民币元 400	100.0	塗料、化学工業製品、塗装機器・設備、計 測機器、電気・電子部品の卸売及び輸出入
O-WELL VIETNAM COMPANY LIMITED	千米ドル 800	100.0	塗料、化学工業製品、塗装機器・設備、計 測機器、電気・電子部品の卸売及び輸出入
O-WELL Mexico Coatings & Electronics S.A.de C.V.	百万メキシコペソ 27.6	100.0 [0.0]	塗料、化学工業製品、塗装機器・設備、計 測機器、電気・電子部品の卸売及び輸出 入、一般金属類・プラスチック類の塗装及 び加工
大 洋 ケ ミ カ ル 株 式 会 社	百万円 50	51.0	各種塗料及び合成樹脂の製造・販売、調色 に関するサービス業
ユ ニ 電 子 株 式 会 社	310	100.0	半導体・集積回路・電子部品の輸出入及び 販売

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
韓国オーウエル株式会社	百万韓国ウォン 700	100.0	塗料、化学工業製品、塗装機器・設備、計測機器、電気・電子部品の卸売及び輸出入
O-WELL GERMANY GmbH	千ユーロ 25	100.0	塗料、化学工業製品、塗装機器・設備、計測機器、電気・電子部品の卸売及び輸出入
O-WELL (THAILAND) COMPANY LIMITED	百万タイバーツ 16	49.0	塗料、化学工業製品、塗装機器・設備、計測機器、電気・電子部品の卸売及び輸出入
UNI-ELECTRONICS PTE LTD.	千シンガポールドル 50	100.0 [100.0]	半導体・集積回路・電子部品の輸出入及び販売
UNI-ELECTRONICS (HONG KONG) LTD.	千香港ドル 500	100.0 [100.0]	半導体・集積回路・電子部品の輸出入及び販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社16社であり、持分法適用会社は4社であります。
2. 「当社の議決権比率」欄の[内書]は間接所有であります。
3. O-WELL (THAILAND) COMPANY LIMITEDは当社の議決権比率が49.0%であります。実質的に支配している子会社であります。
4. O-WELL Mexico Coatings & Electronics S.A.de C.V.は2020年3月10日付けで増資を行い、資本金は27.6百万メキシコペソとなっております。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

塗料、表面処理剤、塗装関連機器・設備、意匠・保護フィルム等の販売及び電気・電子部品等の販売並びに、それらに付帯する各種工事の請負及び設計・監理

(8) 主要な事業所

① 当社

本社 大阪市西淀川区御幣島五丁目13番9号

営業所等 仙台、新潟、栃木（下野市）、群馬（太田市）、太田、つくば（石岡市）、埼玉（狭山市）、鹿島（鹿嶋市）、千葉、君津（木更津市）、東京店（品川区）、神奈川（座間市）、追浜（横須賀市）、浜松（周智郡）、三河（安城市）、名古屋、京滋（栗東市）、大阪、泉北（泉大津市）、播磨（加古川市）、水島（倉敷市）、丸亀、尾道・福山（尾道市）、広島、下松、北九州（京都郡）、長崎・有明（長崎市）

② 子会社

国内 サンマルコ株式会社（本社：相模原市）

オーウエルスーパービルド株式会社（本社：岡山市）

オー・エー・シー株式会社（本社：品川区）

株式会社オーウエルカラーセンター（本社：野田市）

大洋ケミカル株式会社（本社：船橋市）

ユニ電子株式会社（本社：品川区）

海外 奥唯（大連）貿易有限公司（中国大連市）

PT. O WELL INDONESIA（インドネシア西ジャワ州ブカシ県）

奥唯（上海）貿易有限公司（中国上海市）

O-WELL VIETNAM COMPANY LIMITED（ベトナムハノイ市）

O-WELL Mexico Coatings & Electronics S.A.de C.V.（メキシコグアナファト州）

韓国オーウエル株式会社（韓国龍仁市）

O-WELL GERMANY GmbH（ドイツメンヒェングラートバッハ市）

O-WELL (THAILAND) COMPANY LIMITED（タイバンコク市）

UNI-ELECTRONICS PTE LTD.（シンガポール）

UNI-ELECTRONICS (HONG KONG) LTD.（中国香港）

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
660名	34名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員126名は含まれておりません。
3. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

主 要 な 借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,905
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	980
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	745

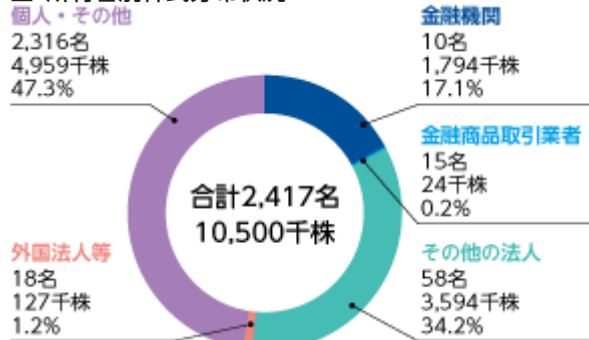
(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月12日開催の取締役会において、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確に応えうる体制の構築を目指すため、2020年6月23日開催の第78回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 42,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,500,000株
 (3) 株 主 数 2,417名

■ 所有者別株式分布状況



(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
オ ー ウ エ ル 従 業 員 持 株 会	1,509	14.5
日 本 ペ イ ン ト 株 式 会 社	900	8.7
関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社	700	6.7
大 日 本 塗 料 株 式 会 社	550	5.3
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	420	4.0
日 油 株 式 会 社	400	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	390	3.7
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	300	2.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300	2.9
宮 本 文 義	260	2.5

- (注) 1. 持株比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（156,985株）を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
飛 戸 克 治	※取 締 役 社 長	
西 川 周 平	※常 務 取 締 役	業務部門管掌 品質保証部担当
原 一 裕	常 務 取 締 役	営業部門管掌
大 津 直 樹	取 締 役	エレクトロニクス部・ ライティングシステム部担当
稲 葉 讓	取 締 役	営業部門管掌補佐 事業企画部担当
武 田 定 男	取 締 役	株式会社IPO&ASSETパートナーズ 代表取締役 合同会社NYTインベストメント 代表社員 株式会社ADVASA 代表取締役
榎 宏	取 締 役	田辺三菱製薬株式会社 社外監査役
山 口 周 司	常 勤 監 査 役	
坪 田 聡 司	監 査 役	公認会計士 税理士 株式会社エクセディ 社外監査役
渡 辺 徹	監 査 役	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 粧美堂株式会社 社外取締役監査等委員 青山商事株式会社 社外取締役

- (注) 1. ※は、代表取締役であります。
2. 取締役のうち、武田定男、榎宏の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち、坪田聡司、渡辺徹の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役坪田聡司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役武田定男、榎宏、監査役坪田聡司、渡辺徹の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役武田定男氏は、2020年1月22日付けで株式会社ADVASAの代表取締役に就任いたしました。
7. 監査役渡辺徹氏は、2019年6月27日付けで青山商事株式会社の社外取締役に、また、2020年1月1日付けで弁護士法人北浜法律事務所の代表社員に就任いたしました。

(2) 当事業年度末日後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動

2020年4月1日付けで取締役の担当及び重要な兼職が次のとおり変更されました。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
大 津 直 樹	エレクトロニクス部・ ライティングシステム部担当	エレクトロニクス部担当
稲 葉 讓	営業部門管掌補佐 事業企画部担当	営業部門管掌補佐 事業企画部・塗膜形成部担当

(3) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しており、2020年4月1日付けで、取締役会で選任された執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担当
冠 一 基	執 行 役 員	事業推進部・営業部担当
中 嶋 泰 彦	執 行 役 員	東日本販売部担当 東日本販売部長
大 野 善 崇	執 行 役 員	総務部・人事部・経理部担当
川 戸 康 晴	執 行 役 員	経営企画室・ グローバル戦略プロジェクト担当
野 口 信 治	執 行 役 員	西日本販売部担当 西日本販売部長

- (注) 1. 執行役員は、従業員の最高役職であります。
2. 執行役員の任期は1年とし、再任を妨げません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	7 名	166,461千円 (うち社外 2 名 12,675千円)
監 査 役	3 名	31,196千円 (うち社外 2 名 9,600千円)
合 計	10名	197,657千円

(注) 報酬限度額は、取締役については「年額 3 億円以内 (2007年 6 月28日開催の第65回定時株主総会での決議)」、監査役については「年額 5 千万円以内 (1994年 6 月29日開催の第52回定時株主総会での決議)」であります。

(6) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、2019年 6 月に社長の指名・報酬決定プロセスの公正性・透明性・説明責任の強化のため、任意の委員会として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を新設しました。取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、社長の選任・解任、社長後継者計画、社長の報酬方針、報酬等、その他指名・報酬に関し、経営上の重要事項で取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会への答申を行います。

取締役は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、その報酬は、各取締役の役位及び貢献度並びに業績及び経営環境を十分勘案して決定することを方針としております。

取締役の報酬は、上記方針及び取締役報酬基準内規に基づき、社長が株主総会で定められた範囲内で原案を作成し社外取締役に意見聴取して決定します。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役報酬基準内規に基づき、常勤、非常勤の別に応じた職務内容を勘案し、監査役の協議により決定いたします。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役武田定男氏は、株式会社IPO&ASSETパートナーズの代表取締役及び合同会社NYTインベストメントの代表社員並びに株式会社ADVASAの代表取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの法人等との間には特別の関係はありません。

取締役榎宏氏は、田辺三菱製薬株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役坪田聡司氏は、株式会社エクセディの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役渡辺徹氏は、弁護士法人北浜法律事務所の代表社員及び粧美堂株式会社の社外取締役監査等委員並びに青山商事株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と弁護士法人北浜法律事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係があります。また、当社と粧美堂株式会社及び青山商事株式会社との間には特別の関係はありません。

② 取締役会等への出席状況及び発言状況

取締役 武田定男氏

当事業年度中に開催された取締役会14回すべてに出席し、主にコンサルティング会社経営者として培った知識・見地からの発言を行っております。

取締役 榎宏氏

当事業年度中に開催された取締役会14回すべてに出席し、主に会社経営者として培った企業価値向上のための品質・環境・コーポレート・ガバナンス等の知識・見地からの発言を行っております。

監査役 坪田聡司氏

当事業年度中に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度中に開催された監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

監査役 渡辺徹氏

当事業年度中に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度中に開催された監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の総額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「新基幹システム導入に関するアドバイザリー業務及び内部統制評価に係るアドバイザリー業務」等を委託し、その対価を支払っています。
3. 当社の重要な子会社のうち、奥唯(大連)貿易有限公司、PT. O WELL INDONESIA、奥唯(上海)貿易有限公司、O-WELL VIETNAM COMPANY LIMITED、O-WELL (THAILAND) COMPANY LIMITED、UNI-ELECTRONICS PTE LTD.、UNI-ELECTRONICS (HONG KONG) LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査及び報酬の実績推移、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、職務遂行状況、監査品質などを総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合、その他重要な理由が生じた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会計監査人の報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た金額または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

6 会社の体制及び方針

1. 「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、下記のように決議し定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員に企業倫理を定着させコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し取り組む。また、共有する価値観と行動規範を明確にした「倫理規範」を浸透させるよう、あらゆる機会をとらえ研修などを実施する。

さらに、内部監査室を置き、定期的に法令、社会規範、社内諸規程への遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役・当該取締役・監査役会に報告し、改善をはかっていく。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については総務部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の法令で定められた文書、その他重要な意思決定にかかる記録などの重要文書は、情報管理に関する諸規程に基づき検索可能な状態でセキュリティ保護のもと管理し、しかるべき手続きを経て取締役及び監査役が閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する諸規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクを未然に防止、回避または軽減させるとともに、不測の事態が発生した場合はその被害を最小限に食い止めるよう全社的な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を効率的に運用するために、常務取締役以上で構成する常務会を開催し取締役会決議事項について事前に審議検討する。

また、各取締役の管掌・担当職務を定め、経営組織・業務分掌・職務権限などの基本事項を定めた規程に基づき、職位別の決裁権限を明確にした稟議手続きにより決裁の効率化をはかる。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の経営管理は経営企画室が分掌することとし、規程に基づき関係会社の経営管理を行う。

さらに、子会社については、当社より取締役または監査役を派遣し、経営方針の徹底と経営管理の強化をはかり、規程で定められた項目について、取締役会に月次報告する。

また、重要事項は当社の事前承認を得ることを規程で定め、当社の経営に及ぶ重要な事項が発生すると判断した場合等に、必要に応じて子会社に対し会計監査及び業務監査を行い、業務の適正を確保する。

子会社各社においては倫理規範及び法令を遵守し、当社の諸規程を準用し、必要なものについては子会社独自の規程を定める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて、監査役と協議のうえ監査役の職務を補助すべき使用人を置く。監査役の補助業務に当たる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査職務を補助する使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の意見を聴く。

また、取締役及び従業員は、当該使用人に対し監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役と定期的に会合をもち、その職務の執行状況を監査役に報告するとともに意見交換を行い、従業員は監査役が実施する往査や面談に臨み、監査役から報告を求められたときは報告する。

また、当社及び子会社の取締役及び従業員が、法令・定款違反等の重要事項を認識した場合は、直接に当社監査役へ報告できる内部通報制度とする。

(9) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を明文化し周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役または監査役会は、取締役及び従業員の日常の執務状況をすべて、社内イントラネット等を通して監督・閲覧できるものとし、さらに、会計監査人とも情報交換を行うものとする。

2. 前記1. の運用状況の概要

当社の取締役会においては、取締役、監査役が出席し、業績及び業務進捗状況報告を行うとともに、重要事項及び個別案件の協議・承認を行っております。

また、子会社についても、当社より取締役または監査役を派遣し、経営方針の徹底と経営管理の強化をはかり、重要事項は当社の事前承認を得ることとしております。

監査役は取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会の他、社内の重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該体制の状況を監視及び検証しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	第78期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第77期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流 動 資 産		
現 金 及 び 預 金	4,474	6,964
受取手形及び売掛金	14,151	15,006
電 子 記 録 債 権	3,857	3,555
た な 卸 資 産	5,033	4,773
そ の 他	640	688
貸 倒 引 当 金	△13	△12
流 動 資 産 合 計	28,144	30,975
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建 物 及 び 構 築 物	1,245	1,190
機械装置及び運搬具	83	87
工具、器具及び備品	86	89
土 地	1,968	1,968
リ ー ス 資 産	55	18
建 設 仮 勘 定	89	7
有 形 固 定 資 産 合 計	3,529	3,362
無 形 固 定 資 産		
ソ フ ト ウ エ ア	74	68
の れ	22	35
そ の 他	42	38
無 形 固 定 資 産 合 計	139	141
投 資 そ の 他 の 資 産		
投 資 有 価 証 券	9,275	9,560
長 期 貸 付 金	97	81
退職給付に係る資産	29	93
繰 延 税 金 資 産	96	92
そ の 他	385	383
貸 倒 引 当 金	△68	△69
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	9,816	10,141
固 定 資 産 合 計	13,485	13,646
資 産 合 計	41,629	44,621

科 目	第78期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第77期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流 動 負 債		
支払手形及び買掛金	15,643	18,256
短 期 借 入 金	2,021	2,130
1年内返済予定の長期借入金	500	50
未 払 法 人 税 等	108	205
賞 与 引 当 金	430	438
品 質 保 証 引 当 金	81	21
そ の 他	1,125	1,084
流 動 負 債 合 計	19,909	22,187
固 定 負 債		
長 期 借 入 金	1,850	2,300
退職給付に係る負債	163	148
役員退職慰労引当金	85	78
繰 延 税 金 負 債	1,996	2,129
資 産 除 去 債 務	45	45
そ の 他	242	248
固 定 負 債 合 計	4,382	4,949
負 債 合 計	24,291	27,136
(純資産の部)		
株 主 資 本		
資 本 金	857	857
資 本 剰 余 金	760	760
利 益 剰 余 金	10,940	10,729
自 己 株 式	△87	△87
株 主 資 本 合 計	12,470	12,259
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,859	5,091
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3	7
為 替 換 算 調 整 勘 定	△2	21
退職給付に係る調整累計額	△109	0
その他の包括利益累計額合計	4,743	5,121
非 支 配 株 主 持 分	123	104
純 資 産 合 計	17,337	17,484
負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,629	44,621

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目		第78期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(ご参考) 第77期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
		百万円	百万円
売上高	64,508	64,671	
売上原価	56,447	56,178	
売上総利益	8,060	8,493	
販売費及び一般管理費	7,324	7,239	
営業利益	736	1,254	
営業外収益	274	277	
受取利息	4	3	
受取配当金	224	215	
持分法による投資利益	11	4	
その他	34	54	
営業外費用	94	113	
支払利息	39	41	
為替差損	27	19	
貸倒引当金繰入額	－	16	
その他	26	35	
経常利益	916	1,418	
特別利益	42	29	
投資有価証券売却益	4	29	
受取保険金	38	－	
特別損失	103	4	
固定資産除却損	7	－	
投資有価証券評価損	42	4	
災害による損失	53	－	
税金等調整前当期純利益	855	1,443	
法人税、住民税及び事業税	303	423	
法人税等調整額	12	57	
法人税等合計	315	480	
当期純利益	540	963	
非支配株主に帰属する当期純利益	18	5	
親会社株主に帰属する当期純利益	521	957	

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	857	760	10,729	△87	12,259
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△310		△310
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			521		521
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	211	△0	211
当 期 末 残 高	857	760	10,940	△87	12,470

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	5,091	7	21	0	5,121	104	17,484
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△310
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							521
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△231	△11	△24	△109	△377	19	△357
当 期 変 動 額 合 計	△231	△11	△24	△109	△377	19	△146
当 期 末 残 高	4,859	△3	△2	△109	4,743	123	17,337

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	第78期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第77期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流 動 資 産		
現金及び預金	2,754	5,023
受取手形	1,674	1,860
電子記録債権	3,617	3,309
売掛	11,016	12,009
商品	4,352	4,049
短期貸付金	334	434
その他の	574	629
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	24,322	27,315
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物	1,059	1,005
構築物	76	84
機械及び装置	46	53
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	63	62
土地	1,968	1,968
建設仮勘定	89	5
有形固定資産合計	3,304	3,179
無 形 固 定 資 産		
ソフトウェア	65	55
その他の	39	37
無形固定資産合計	104	92
投資その他の資産		
投資有価証券	9,146	9,441
関係会社株式	614	526
関係会社出資金	311	311
長期貸付金	138	153
前払年金費用	186	92
その他の	347	344
貸倒引当金	△68	△69
投資その他の資産合計	10,676	10,800
固 定 資 産 合 計	14,085	14,072
資 産 合 計	38,407	41,388

科 目	第78期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第77期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流 動 負 債		
支払手形	2,708	2,987
買掛金	11,765	14,349
短期借入金	1,580	1,580
1年内返済予定の長期借入金	500	50
未払金	270	321
未払費用	100	155
未払法人税等	58	109
預り金	987	1,003
賞与引当金	321	324
品質保証引当金	81	21
その他の	527	360
流動負債合計	18,900	21,263
固 定 負 債		
長期借入金	1,850	2,300
長期未払金	149	149
繰延税金負債	2,015	2,099
その他の	107	117
固定負債合計	4,123	4,667
負 債 合 計	23,024	25,930
(純資産の部)		
株 主 資 本		
資本金	857	857
資本剰余金		
資本準備金	529	529
その他資本剰余金	230	230
資本剰余金合計	760	760
利 益 剰 余 金		
利益準備金	214	214
その他利益剰余金		
別途積立金	3,000	3,000
固定資産圧縮積立金	179	184
繰越利益剰余金	5,603	5,430
利益剰余金合計	8,997	8,829
自 己 株 式	△87	△87
株 主 資 本 合 計	10,527	10,359
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,859	5,091
繰延ヘッジ損益	△3	7
評価・換算差額等合計	4,855	5,098
純 資 産 合 計	15,383	15,458
負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,407	41,388

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目					第78期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(ご参考) 第77期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
					百万円	百万円
売 上 高	売 上 高	売 上 高	売 上 高	売 上 高	54,554	56,102
売 上 原 価	売 上 原 価	売 上 原 価	売 上 原 価	売 上 原 価	48,347	49,578
利 益	利 益	利 益	利 益	利 益	6,207	6,524
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,836	5,832
営 業 利 益	営 業 利 益	営 業 利 益	営 業 利 益	営 業 利 益	371	691
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	450	469
受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	3	3
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	387	399
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	58	66
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	80	106
支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	23	28
為 替 差 損	為 替 差 損	為 替 差 損	為 替 差 損	為 替 差 損	33	22
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	16
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	23	39
経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	741	1,055
特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	42	29
投 資 有 価 証 券 売 却 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	4	29
受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	38	—
特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	101	4
固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	6	—
投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	42	4
災 害 に よ る 損 失	災 害 に よ る 損 失	災 害 に よ る 損 失	災 害 に よ る 損 失	災 害 に よ る 損 失	53	—
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	682	1,080
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	187	240
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	16	77
法 人 税 等 合 計	法 人 税 等 合 計	法 人 税 等 合 計	法 人 税 等 合 計	法 人 税 等 合 計	203	317
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	478	762

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計			
						別 途 積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	857	529	230	760	214	3,000	184	5,430	8,829	△87	10,359	
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当								△310	△310		△310	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立							1	△1	－		－	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩							△6	6	－		－	
当 期 純 利 益								478	478		478	
自己株式の取得										△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											－	
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△5	173	168	△0	168	
当 期 末 残 高	857	529	230	760	214	3,000	179	5,603	8,997	△87	10,527	

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,091	7	5,098	15,458
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△310
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立				-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				-
当 期 純 利 益				478
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△231	△11	△242	△242
当期変動額合計	△231	△11	△242	△74
当 期 末 残 高	4,859	△3	4,855	15,383

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

オーウエル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 潔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 河野 匡 伸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーウエル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーウエル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

オーウエル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 宅 潔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 河 野 匡 伸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーウエル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反した重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

オーウエル株式会社 監査役会

常勤監査役	山	口	周	司	㊟
社外監査役	坪	田	聡	司	㊟
社外監査役	渡	辺		徹	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

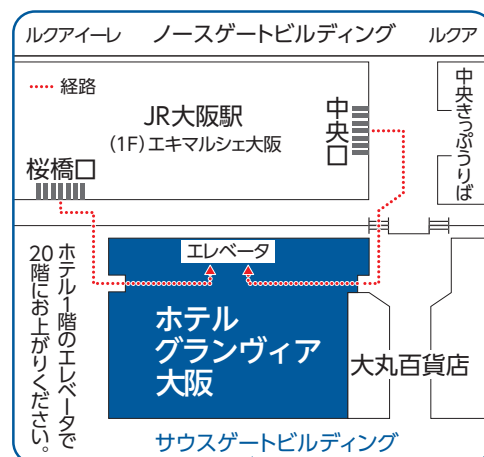
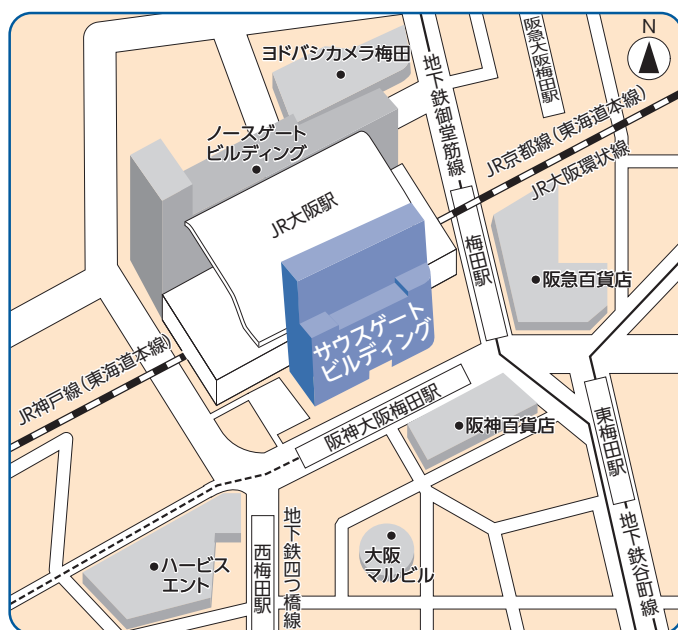
会場 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間
電話番号 06-6344-1235 (代表)

交通案内



JR大阪駅 中央口を出て右手すぐ

株主総会の来場記念品(お土産)の用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



オーウェル株式会社

ホームページアドレス
<http://www.owell.co.jp>



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを使用しています。